

第4回岩倉市総合計画審議会 議事概要

日時：平成27年9月30日（火）午後2時から4時30分

場所：岩倉市役所7階 第2委員会室

出席者

委員 千頭委員、小松委員、梅村委員、山田委員、永井委員、吉田委員、伊藤委員、桜井委員、
野崎委員、松本委員、丹羽委員、齋竹委員、服部委員、犬原委員
事務局 総務部長、行政課長、秘書企画課長、加藤、小出
加藤、池田（地域問題研究所）

欠席者 小笠原委員

【次第】

1 開会

千頭会長あいさつ

- ・暑かったり寒かったりして気候が変わりやすく、体調を崩しがちである。
- ・これまで2つの部会に分かれて、限られて時間のなかではあるが、部会長を含めて各委員に内容の濃い議論をしていただいた。
- ・その後、修正内容については、事務局、会長、会長職務代理者との間で検討させて頂いた。
- ・早速、明日から一か月間パブリックコメントをかけて、市民の意見を伺ったうえで、次回は市長に答申するというスケジュールで進んでいく予定である。
- ・部会での議論を踏まえた修正内容について資料1・2でまとめていただいているので、早速事務局からご説明をお願いしたい。

2 議事

(1) 審議会意見への対応について

事務局

- ・基本構想については、普遍的な理念や将来像を掲げており、今回の中間見直しではこの部分について見直しは行わないことをご確認いただきたい。
 - ・現計画について、進捗状況等を基本施策ごとの評価シートをもとに成果と課題を振り返るとともに、社会経済状況の変化に応じた見直しを検討してきた。
 - ・岩倉市の人口は、平成26年度は社会増に転じ、自然増にもなっている。今後は、長く住み続けてもらえるようにしていくことが重要である。これまでに審議会にていただいたご意見への対応内容について、ご説明させていただきたい。
- (事務局より資料1・2を説明)

会長

- ・2つの部会で精力的に議論いただいた結果を反映し、状況を的確にとらえて対応案をご提示いた

だいた。お気づきの点があればご発言いただきたい。

- ・最終的な修正案が資料2に示されている。

委員

- ・五条川の保全整備について。多自然川づくりという表現がわかりにくい。自然に配慮した川づくりなどの表現に改めたらどうか。
- ・特定空家という言葉も説明をお願いしたい。

会長

- ・スイスでの自然を生かした川づくりの先進的な取り組みを、当時の建設省が「多自然」という言葉で採り入れた。その後、「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」という言葉に代わってきた。

事務局

- ・空家に関する特別措置法で示されたもので、周囲に悪影響を及ぼすような老朽化した空き家を指している。立ち入り検査や行政指導などを行う際にも、特定空家が対象になってくる。

委員

- ・第4章の市街地整備について、協議会の考え方を尊重して市としても進めるとあるが、果たして面整備を行わずに賑わいが戻るのか。第3次総合計画では幹線道路沿いで商業機能を整備・誘導していくと書いている。
- ・協議会でも議論がされていて難しいとは思いますが、桜通線は平成30年頃にむけて用地買収を岩倉街道まで進められると聞いている。コンサルタント会社からも、道路は生命線であり、駅まで抜けることが大事であると聞いている。岩倉街道よりも東については何も計画されていないのか。

委員

- ・将来の姿について、「賑わいが戻っている」という将来像を削除してくれればよい。面整備の計画もない中で、5年後までにはとても賑わいを取り戻すのは困難である。

会長

- ・面整備が極めて時間もかかり、再開発を行っても賑わいが戻っていない地域もある。

委員

- ・第3次総合計画の段階から、地域と行政が一体的に再開発事業を行うとの方針を示している。市の最上位計画として市民に示す以上、もう少し長期的な展望で考えて頂かないといけない。
- ・再開発事業で失敗している地域があることも承知している。ただし、防災上の観点からも早期整備が求められている。まちづくりの視点から、行政も中心市街地について何らかの施策が必要である。

会長

- ・議事録にきちんとご発言を記録として残しつつ、よろしければパブリックコメントでも改めてご指摘を頂いたうえで、担当課に対応を検討してもらったらどうか。

事務局

- ・部会でも同様のご指摘を頂いた。現状では、駅東は駅に入る道路が狭いため桜通線の計画・整備を進めてきた。第1期として平成32年度を目標に予算化も行い用地買収を進めている。

- ・岩倉駅から、カネスエの東の道を南に行く道路である豊田岩倉線までの区間で都市計画決定している。
- ・ご指摘のとおり、岩倉街道までの区間は全体の計画の3分の1程度にすぎない。駅東については、再開発事業が平成21年度に完了して、駅前には新たな賑わいも見られるようになっている。名鉄のビルも整備が進んでおり、今後一層活気が増すことが期待される。
- ・既存の店舗が廃業する動きもあり、道路及び沿道の整備を含めて協議会と議論を進めていくとの方針を都市整備課からは聞いている。

委員

- ・北島の児童遊園は、市が借地に整備したものを区が借りて、様々な交流行事などに活用している。公園整備について「既存の公園の魅力化」など施策が書かれているが、実際には地権者が土地を売却してしまったために突然公園がなくなるといった問題も生まれている。
- ・地域の住民としては、突然公園がなくなってしまうことになる。都市計画公園と児童遊園の法律的な違いもわかりにくいので教えてほしい。
- ・借地として市が借りて整備している施設について、法律上は所有者が売却しても問題ないと思うが、いきなり施設が利用できなくなるような状況が起こることは問題ではないか。
- ・市としての方針や考え方を示してほしい。10年後に返却することを見込んで、早めに対策や地権者との交渉などを進めておくべきではないか。また敷地を自分たちで探せということでは無責任で対応が不十分ではないか。地域住民にとっては猶予期間が必要ではないか。
- ・今後も同様の問題が起こりうるので、市としての方針を持っておくべきではないか。

事務局

- ・市の借地についてはあまり知られていないが、学校や児童館などにも借地はあり、児童遊園はほぼ借地である。ただ市民にはわかりにくい。本来は土地を購入して整備するのが望ましいが、経費や土地の確保の問題もあり、借地を活用した施設整備も行っている。
- ・借地については10年程度の契約を結んでいる。遊具の整備などの経費をかけているので、一定期間はお借りして、それ以降は1年おきに契約の自動更新を繰り返している。
- ・貸す側としては、正当な権利として売却する場合もあり、市としては受け入れざるを得ない。

会長

- ・都市整備課においても改めて検討をしていただきたい。緑を確保するために、都市計画としてどう対処するのかという視点もある。
- ・地元はどうやって適切に情報を伝えるのか、といったソフトの課題も含まれている。
- ・場合によっては、次回の審議会でも報告を頂くことになろうかと思う。

委員

- ・児童遊園は児童福祉法に基づいて市が整備したもの。法体系としては都市公園とは異なる。事業認可を得ているのかなど、そのあたりの事実関係がわかりにくい。

会長

- ・必ずしも部会でのご意見に全て対応しきれていない点もあるかもしれないが、総合計画の中間見直しとしては、この内容でのご了解を頂きたい。
- ・資料3のまちづくり戦略の見直しについて、その狙いや位置づけも含めてご説明をお願いしたい。

(2) まちづくり戦略見直し(案)について
(事務局より資料3を説明)

会長

- ・字句を修正した点、個別の施策をきちんと明記した点の2点が変更点である。
- ・中身については大きな変更はないとのことだが、お気づきの点があればご意見をお願いしたい。

委員

- ・総合計画で示された子育て世代の移住・定住を促す施策のなかで、改めてここで示された施策・事業を具体的に進めていきたいということか。

事務局

- ・まちづくり戦略そのものは、現行の第4次総合計画にも示されている。今後は意識的に、横断的な視点をもって効果的に施策・事業を進めていく必要があると考え、見直しを行ったものである。

会長

- ・子育て世代の定住に関する施策に起業支援の内容が書かれている。これは、例えば子育て中の母親が飲食関係の小さなビジネスを始めることを応援することが、子育て世代の定住・移住につながるといった視点で、ここに盛り込まれていると理解した。

委員

- ・子育て支援については、入り込みにくい面もあるので、こうして関連する施策を整理するのはとても良いことである。

委員

- ・関連する施策が整理されて、とても見やすくわかりやすくなった。次回の見直しの時には、この内容の進捗についても報告をお願いしたい。
- ・借地についての考え方なども、整理されているといい。

委員

- ・健康寿命やラーバンエリアに関する記述に、五条川沿いの散策環境の整備が書かれている。
- ・竹林公園まで案内が不十分で行きにくいために、道を尋ねられることが多い。自動車では一方通行で行きにくい。せつかく費用をかけて立派な公園を整備したので有効活用すべき。公園整備や五条川沿いの整備などを行う場合には、対外的にもわかりやすい案内表示を行うべき。
- ・また川沿いに道路が未整備のために、アクセスが不便で利用しにくい。
- ・こうした課題が解決されると、公園が有効活用されて親子の触れ合いや憩いの場として使うことができる。

事務局

- ・竹林公園というのは、元々あった竹林を生かした珍しいタイプの公園である。五条川沿いで県と用地買収を行っており、人が通行できるような道路整備については平成30年頃に整備ができる予定である。
- ・駐車場がある施設ではない。歩いて利用できる憩いの場として整備している。五条川の右岸・左岸が一体的に散策できて立ち寄りやすくなるようにしていきたい。

委員

- ・岩倉の財政状況を勘案して、アセットマネジメントを検討してほしい。

会長

- ・市では公共施設の維持管理について、別途検討をおこなっているのではないかと。

事務局

- ・公共施設総合管理計画について、検討を行っている。
- ・昭和 40・50 年代の人口急増期に学校や保育園などを整備しているので、一斉に老朽化をむかえている。
- ・ピーク時の半分にまで子どもの数が減っている。同じだけの施設を維持できる体力はないので、施設の統合や廃止、用途変更なども含めて、長寿命化を図りつつ順次建て替えを検討していくことになる。
- ・起債に頼る場合も出てこようかと思う。過度に借金をしないように留意しつつも、計画的に進めていくことが重要であると考えている。

委員

- ・岩倉団地の再生や活力の向上について。駅前の商店だけでなく、団地周辺の商店の活力も低下している。なんとか再生してほしいと思うが、厳しい状況にある。

事務局

- ・URが整備している団地であり、他の地域では徐々に建て替えが進められている団地もある。
- ・平成 40 年度頃に建て替える方針があると聞いている。URが主体であるが、まだ時間があるので、市としても提案や要望をきちんと伝えながら、対応していきたい。

(3) パブリックコメント概要について

(事務局より資料 4 を説明)

委員

- ・総合計画の案に基づいて意見を求めるものか。関係ない無責任な意見を出される懸念もある。

委員

- ・パブコメに無関係な意見が出されることもあるが、すべて取り扱うというものではないのでは。

事務局

- ・ご意見の取扱いについて。求める内容と直接関係のない意見については、意見として取り扱わないと記載している。趣旨の異なる意見についても検討は行うものの公表の対象にはしない。

会長

- ・市長への手紙など、日常的に意見を出す仕組みは用意されている。
- ・出された意見は、事務局がいったん整理したうえで公表される。他の方からどんな意見がだされているかは、途中段階では見ることはできない。

事務局

- ・8月に実施した「市民参加条例」に関するパブリックコメントでは 40 程度の多くの意見が出された。シンポジウムでの周知も行ったことも要因として考えられる。
- ・計画によっては意見が少ないものもあるので、多くの意見を頂けるようにしっかり周知したい。

会長

- ・委員のみなさんもパブリックコメントには意見が出せる。周囲の方にもご紹介いただきたい。

3 その他

会長

- ・パブコメの結果で大幅な変更がなければ、次回は市長に答申する運びとなる。
- ・当日、答申にまで至れないと困るので、パブコメの結果などは事前にお送り頂くようお願いしたい。

事務局

- ・次回の第5回は11月10日（火）9時30分からを予定しているので、ご出席をお願いしたい。

閉会